

規約 第2条 目的

懇談会は、遠賀川水系河川整備計画【大臣管理区間】（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるように、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

遠賀川水系河川整備計画の点検・変更等

		H17~ H18	H27	H28	H29	備 考
整備計画の 点検・再評価	点検	—	●	●	●	年に1回実施
	再評価	—	● (特構・環境)	● (改修)	—	H30に環境事業を予定 (3年に一度)
整備計画の 策定・変更	策定	●	—	—	—	
	変更	—	(必要な場合に変更を実施)			集中的に開催



遠賀川学識者懇談会

■整備計画策定前

- 平成17年6月～平成18年6月まで開催
- 計8回開催
(流域懇談会 5回)
(学識者懇談会3回)

■整備計画策定後

- 平成27年8月に設置
- 点検に関しては必要に応じて実施
- 計画を変更する際は集中的に開催